

平成23年第4回今帰仁村議会臨時会会期日程

(会期1日間)

日次	月日	曜日	区分	摘要
第1日	10月27日	木	本会議	1. 開会 2. 会議録署名議員の指名 3. 会期の決定 4. 議案の上程及び提案理由の説明 質疑・討論・採決 5. 閉会

議 決 の 結 果

議案番号	件名	提案者	議決月日	議決結果
議案第41号	工事請負契約について	村長	10月27日	原案可決

平成23年第4回今帰仁村議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	平成23年10月27日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	10月27日 午前10時00分		
	閉 会	10月27日 午後3時45分		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	與 儀 常 次	8	與那嶺 好 和
	2	石 川 清 友	9	山 城 太
	3	内 間 利 三	10	玉 城 克 義
	4	久 田 浩 也	11	東恩納 寛 政
	5	與那嶺 篤 哉		
	6	座間味 邦 昭		
	7	山 内 聰		
欠席（不応招）議員				
会議録署名議員	9	山 城 太	10	玉 城 克 義
職務のため議場 に出席したもの	事務局 長	上 間 悟	書 記	仲宗根 美 咲
	局長 補 佐	小那覇 安 啓		
地方自治法第121条に より説明のため議場に 出席した者の職氏名	村 長	與那嶺 幸 人	建 設 課 長	金 城 正 明
	副 村 長	大 嶺 英 恭	経 済 課 長	小那覇 安 隆
	総務課 長	山 城 徳 男	福祉保健課長	島 袋 輝 也
	教 育 長	謝 花 弘		
	学校教育課長	島 袋 隆 則		
	社会教育課長	上 間 恒 章		

平成23年第4回今帰仁村議会臨時会

議事日程第1号

平成23年10月27日（木曜日）

1. 開 会 午前10時
2. 付議事件及び順序

日 程 番 号	議 案 番 号	事 件 名	摘 要
1	議案第41号	会議録署名議員の指名	説明・質疑 討論・採決
2		会期の決定	
3		工事請負契約について	

○ 議長 久田浩也君 ただいまの出席議員は11名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。 (開会時刻 午前10時00分)

日程第1. 「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第12条の規定によって、9番 山城 太議員及び10番 玉城克義議員を指名いたします。

日程第2. 「会期の決定の件」を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思えます。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって会期は、本日1日間に決定いたしました。

○ 議長 久田浩也君 暫時休憩します。 (休憩時刻 午前10時03分)

午 後

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後2時40分)

日程第3. 「議案第41号 工事請負契約について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。副村長。

○ 副村長 大嶺英恭君

議案第41号

工 事 請 負 契 約 に つ い て

茸第2生産施設整備事業冷蔵、生産施設工事について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めます。

1. 契約の目的 茸第2生産施設整備事業冷蔵、生産施設工事
2. 契約の方法 随意契約
3. 契約の金額 ¥307,755,000
4. 契約の相手方 大阪市西淀川区御幣島3-2-11
株式会社 ダイフク
代表者 北 條 正 樹

平成23年10月27日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

提案理由

茸第2生産施設整備事業冷蔵、生産施設工事の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるためこの議案を提出します。

○ 議長 久田浩也君 これから質疑を行います。質疑はありませんか。8番。

○ 8番 與那嶺好和君 これは先ほど聞いたところによると1社しかいないということですがけれども、冷凍設備の会社は沖縄県はたくさんあるのではないかという感じがするわけです。本当に1社だったのか。そのことについて、お伺いします。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまの御質疑にお答えいたします。ただいまの御質疑は、冷蔵に関してはもっと会社があるのではないかという話なんですけれども、今回の工事の発注は、茸生産施設工事ということで、冷蔵清掃施設設備工事一体としての工事の発注になっています。そういうことで、公募をかけたときも、そういう業績のあるということで条件をつけて公募しているような状況で、個別個別の発注ではございませんので、そういうことになっております。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 8番。

○ 8番 與那嶺好和君 ということになりますと、これはもし故障とかした場合、この会社が前にも話をしたとおり、すぐこれるかということになるんですよ。それと第1のときにも契約を結ぶときに工事が1億円近くかかるという。こういう大きなあれは、副村長にお聞きしますが。前は冷蔵庫だったか、何だったのかわからなかったけど、1億円近くの修理がかかるという話をしていました。この資料、今まで本当にこれだけかかったのか、資料を提出すると。これ冷凍施設は、漁業組合は多分ペンギンのマークのついた何だったか、ホシザキがやったと思うんですよ。あれはよくサービスで冷蔵庫の修理とか何とかあった場合、困るということですよ。よく来るわけです。

何で申しますかという、ホシザキの東京の会社には、友だちがいてよく今帰仁に来るよと。何しに来るかといったら、冷蔵庫の件でいつでもサービスできるように、沖縄と提携しているから、沖縄の会社と提携しているから。もし大きな事故があった場合困るということで、よく来るよと聞いたんですよ。このダイフクだけではなくて、こんな形で沖縄に代理店があると思うんですよ、ダイフクも。沖縄総代理店ですね。だから向こうはわからないで、ダイフク本社がわかるというのは。ちょっと腑に落ちないわけです、私は。沖縄に総代理店ありますよ。調べたことはありますか。答弁求めます。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後2時45分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後2時46分)

経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまの御質疑にお答えいたします。

メンテナンス、修理関係の件だったんですけれども、今回上げてあります会社の現地との関連会社も現場に行きまして調査をしまして、確かにこういう対応はできるということまで確認しております。

答弁漏れがございました。代理店といいますか、保守管理をしている会社は、尋ねて行って確認をして

おります。以上です。

○ 議長 久田浩也君 ただいまの8番 與那嶺好和議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。8番。

○ 8番 與那嶺好和君 代理店といえば、直すのもできるし、つくるのもできるんですよ、総代理店ですから。ダイフクの子会社なんですよ、はっきりいえば。沖縄はあんたの下で任せますよという会社なんですよ。そういう会社も議員が言ったからわかるという、そんなのではちょっとまずいのではないですか。ちゃんとあるんでしょう。総代理店が。大きい会社はほとんどありますよ、沖縄に。それを私は聞いたかったわけです。だから沖縄でできるのは、沖縄で発注する。何でわざわざ大阪まで行って発注しますか。代理店もあるんですから。そうじゃないですか。だから私が言うのは、地元がやりたい人がいれば地元させる。これはもう丸投げと同じですよ全部。何でこんなことをするんですか。副村長、答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 副村長。

○ 副村長 大嶺英恭君 代理店と契約すればいいんじゃないかという点もありますけれども、いろいろ公募もやりまして、当初のトータルで、電気、機械設備、いろんな関係のもので、そして特許を取っている自動倉庫とか、そういう三菱の関係の共同特許をとっていると。そういうのもいろいろトータルとしてあるものですから、今の大阪のダイフクが一番いいという判断をした次第でございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑ありませんか。6番。

○ 6番 座間味邦昭君 今回、冷蔵生産施設工事が3億775万5,000円ということで、ダイフクに決まったことなんですけれども、この工事に予定価格をお伺いします。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後2時52分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後2時55分)

経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまの御質疑にお答えします。

予定価格としましては、3億709万2,000円でございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後2時57分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後3時01分)

6番。

○ 6番 座間味邦昭君 今の予定価格のほうを確認したんですが、これ何パーセントになりますか。100%に近いぐらいの金額に何パーセント、これはもうすごい金額であるなど。ダイフクさんをちょっと確認したいんですけれども、設計コンサルですね。そしてすべての予算を組み、設計まで含めてトータルの企画をし、施行までされている中で、予算をすべて把握している企業であると思われる。そうなので、これぐらいの金額になっているんですけれども。これに関して再度、こんな100%に近い予定価格はちょっと異常ではないかと思えますけれども、再度確認いたします。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 この率については、そのありますけれども、実は当初の見積もりは、もう

少し大きくて3億4,751万9,550円だったんですよ、当初の見積もりはですね。あと、そういう中で、前回は少しお話ししましたが、建築とか、電気、機械にまわして、あと事業費の中でこの設計額はそこに回して行って、あと残った金額ということになっております。確かに、この見積もり契約の中で、この率についてはとかく規定はないわけですが、そういう状況でございます。

○ 議長 久田浩也君 6番。

○ 6番 座間味邦昭君 今パーセンテージの話をしたら、ちょっとビンとこない形で、このちょっとすべての金額を知り尽くしているから99.99%なのか。それぐらいの数字になっているんですけども、これが副村長か村長にお伺いしたいんですけども、ダイフクは設計・コンサルであり、施工者であり、またダイフクは経営者でもあり、仕入先もあり、販売先もあり、一連すべてダイフクなんですけれども、この辺は全然、法的にも何ら問題ないということで、確認してよろしいんでしょうかね。答弁をお願いします。

○ 議長 久田浩也君 副村長。

○ 副村長 大嶺英恭君 茸関係については、東北、新潟、そして長野あたり、長野がいろんな会社があるんですけども、今まで何年かそういう事業をやってきて、ほとんどが同じようなやり方で、随契でやってきている経緯があります。それについては、先ほど申し上げましたとおり、特許、そして技術的な面、いろいろトータルの面でやって、確かほかの公共事業とは異質であるということで、非公共事業ですから、私はそれで本土でもずっとやってきた経緯がありますので、それでいいというふうに判断をいたしております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後3時07分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後3時07分)

副村長。

○ 副村長 大嶺英恭君 答弁漏れございました。これについては、ずっと前からいろいろお話したとおり、今後ともそれについては、協議しながら調整を図っていきたいと。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後3時07分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後3時08分)

副村長。

○ 副村長 大嶺英恭君 私は、それは問題はないと見ております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 ただいまの6番 座間味邦昭議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。6番。

○ 6番 座間味邦昭君 今、こういった一連の流れに関しては、当局のほうは問題ないと。問題ないであってほしいと思っていますので、それでいろいろこの施設は、第1施設から始まって、茸生産施設が第2施設を今回つくるということで、いろいろと今、茸の問題に関しては、いろいろんな疑問点とか、数字の問題、まだまだ解決できていない部分がたくさんあります。どうしても第2施設をつくっていく中で、こういった疑いははらしていくのはぜひとも必要でありますし、きょうは午前中から朝から2時過ぎまで全体協議会の中でいろいろとこういった疑問をぶつけあいながらやっていったが、まだまだなかなか解決しない部分がありまして、これはどうしても村民の財産であり、村益を図るためにこの施設はつくっ

て、地域の振興、雇用の創出、そういった疑いのないような施設をしていただきたい。そこでこれまできょうの全協で話し合いがあった、いろんな問題点は真摯に真っ正面から受け止めて、まだまだこれは解決していませんので、誠意を持って対応し、数字の問題はちゃんと数字で示して、納得のいくように、必ず納得できる答えが出てくると思います。それをただ曖昧な言葉で終わらすのでなくて、これに関してはまだまだ問題点は解決していませんので、三者協議も含めて、必ず対応するように真摯、誠意を持った対応を。まただれが聞いてもわかるような答えを示していただけるようお願いして、質疑を終わらせたいので、この思いを村長のほうから最後に答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまの御質疑にお答えをしたいと思います。

これまで各議員から茸施設の件につきまして、資料請求などいろいろございました。その中で数字といえますか、数値とかその他間違いがあったというのは事実でございます。そしてきょうの午前中、午後にかけてきょういろいろ意見交換というか、やったわけではありますが御指摘のことにつきましては、今後真摯に対応していきたい。そしてこの改善というか、いろんなまだ問題が残されておりますので、独自の調査をして、しっかりと行政運営をしていきたいと思っております。それから三者協議につきましては、1月9日に今予定をしておりますので、それができるように調整されておりますので、実施していきたい。そういうふうに思っております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑ありませんか。2番。

○ 2番 石川清友君 今回の工事名が茸第2生産施設整備事業冷蔵、生産施設工事と3億775万5,000円となっておりますけれども、その中で冷蔵と生産設備の工事、2つに分けると金額、どういうふうになりますか。お伺いします。もう1点は、今回この茸施設を建築するにあたり、敷地造成、それから建築、電気、水道等、工事が発注されたと思うんですけれども、それぞれの金額もしお持ちでしたら、お願いしたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後3時12分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後3時12分)

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後3時12分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後3時13分)

経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまの御質疑にお答えします。

造成工事につきましては、4,672万5,000円が契約金額でございます。建築につきましては、1億7,850万円、電気工事につきましては、4,725万円、機械設備工事につきましては、2,058万円です。最後の冷蔵と生産の割合につきましては、手元に設計書はございませんので、後ほど分けてお答えしたいと思います。

質疑の答弁の追加でございますけれども、冷蔵と生産、今の資料はございませんけれども、生産のほうが大きいということで今、冷蔵が大きいのか。あとで資料を揃えて、設計書の中に少しばらして、お答えしたいと思います。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後3時15分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後3時20分)
経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまの御質疑にお答えいたします。

設計書を細かく分けたわけではありませんけれども、ざっくりと分けたところによりますと、冷蔵が37%、生産のほうは63%の割合となっております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 2番。

○ 2番 石川清友君 工事の内訳を見ますと、冷蔵で約40%で1億2,000万円ぐらいになるかと思えますけれども、先ほどの造成、水道、電気、建築ですね。おのおの4つに分けた理由はなぜですか。冷蔵生産施設3億円もあるのに、これ2つに分けられなかったのかですね。4つあわせて約2億5,000万円になります。かたや冷蔵生産で3億円なんですけれども、恐らく皆さんは、建築で下水道造成に分けたのは、細かく分けて村内の業者に行き渡るようにということで作られたのではないかと思うんです。なんで3億円もひとつにまとめるのかですね。これ考えれば簡単にその冷蔵、空調と生産施設に分けられると思うんですよ。この先ほど特許がいろいろあるという話だったんですけれども、その冷蔵、空調に特許があるのか。それをお伺いします。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまの御質疑にお答えします。

質問の趣旨といたしましては、冷蔵施設の整備と生産施設の整備は分けられるのではないかという御質疑でしたけれども、冷蔵施設の中にも、三菱とダイフクによる開発品とか、そういうものがございまして、また生産設備は自動倉庫とかそういうものがありまして、そういう観点から今回、冷蔵生産施設と一緒に発注したような状況でございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後3時25分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後3時27分)
経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまの御質疑にお答えします。

冷蔵施設については、三菱電機とダイフクによる開発品ということで、特許ということではございません。その他の冷蔵庫施設とか、そういうものは特許をとっている状況であります。以上です。

○ 議長 久田浩也君 2番。

○ 2番 石川清友君 生産施設については、特許があるから、それは仕方ないとしても、冷蔵、空調については、村内の業者もできたはずなんですよね、分ければ。分けられたのではないですか。そこら辺は今後、村が発注する工事については、その村外の業者にさせる場合は、できるだけ細かく切り分けて、村内の業者に行き渡るようなシステムをとってもらいたい。

それと関連して、午前中にしようとして実は副村長から、乙羽有機の赤字の件が平成14年から平成17年までの間に3,500万円という数字が出ています。これは前に乙羽有機の決算書を資料請求したその中の数字とは全然違います。これはぜひどの数字が正しいのかというのは、報告してもらいたいと要望して、質疑を終わります。

- 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後 3 時 29 分)
 - 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後 3 時 29 分)
- 経済課長。

- 経済課長 小那覇安隆君 ただいまの質疑にお答えいたします。

確かに、発注の考え方としまして、発注をどうしていくかというのは、地元優先するということで造成、建築、建設と分けたのは事実でございます。今の点はしっかり真摯に受け止めて、今後対応していきたいと思っております。以上です。

- 議長 久田浩也君 副村長。

- 副村長 大嶺英恭君 先ほど指摘があった件については、税理士と調整しながら報告をいたしたいと思っております。以上です。

- 議長 久田浩也君 ほかに質疑ありませんか。11番。

- 11番 東恩納寛政君 議案第41号 工事請負契約についてを質疑を行います。

まず今回の工事請負契約については、8月12日に臨時議会において、可決できなかったものの、再提案ということですが、今回の契約については、2点についてを質疑をしたいと思っております。

まず1点目は、最初の契約とは違って、今回は再提案ということで公告も出してございまして、一般競争入札の資格とか、そういったものについて、細かくありました。これについて、公告内容、入札に関する事項が1から5とか、あるいは資格があります。それについて、再度説明を求めたいと思っております。

それと今回の契約書は、その中に工事請負契約書がありますが、工期が入っておりません。そこはどういう扱いになるのかですね。工期のほうは自と至になって空欄になっておりますので、それはどうなるかですね。特に契約期間について。

それからちょっとこれは確認なんです、収入印紙が変わったのがあるので、これが収入印紙なのか。それをちょっと、これは初めて見たので。どういうあれなのか。その説明。これ収入印紙だと思いますが、この説明をお願いします。一応3点お伺いいたします。

- 議長 久田浩也君 経済課長。

- 経済課長 小那覇安隆君 ただいまの御質疑にお答えします。

公告の入札参加資格の要件といたしましては、5点ございます。1点目は、自動化茸生産施設整備について、生産量年間180トン以上の施設の施行実績が5年間に3件以上、これは1回目の公募ですね。2回目にはハードルを下げまして2件ということにしております。

あと2点目は、施設の最も重要である栽培自動倉庫設備は設計製作据付メンテナンスを行えるもの。3点目は製作、品質の向上、環境負荷を考慮して、ISO9000、ISO1400の登録書を取得しているものと。4点目は、使用者からの点検修理、その他アフターサービスが求められる場合は、速やかに提供できるものであることと。オンコールにより2時間以内に到着できると。

また、土日、祝祭日であっても、平日同様保守担当者との連絡がとれ、障害時に迅速な対応ができ、365日、24時間対応できることということでもあります。

5点目に、建設業、機械器具設置業の資格を有しているもの等。以上、5点でございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 総務課長。

○ 総務課長 山城徳男君 それではただいまの質疑にお答えいたします。

まず工期が入っていない理由でございますけれども、本村におきましては、契約、議案において、工期については議決事項となっていない観点から、この仮契約書においては、工期が入っていないということでございます。

それから収入印紙の件でございますけれども、収入印紙につきましては、印紙税の納付方法につきましては、印紙税法第8条によって、収入印紙による納付が原則でございます。しかし、印紙税を第10条において、印紙税納付、これは納付計器の使用による納付という制度がございまして、課税文書の作成者は印紙税、納付計器による納付を所在地の所轄税務署長の承認を受けて、印紙税納付期によりその課税文書に課せられる印紙税額に相当する金額を納付し、納付印を打つことができるという形で、そういう制度に基づく、印紙税の納付でございます。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後3時35分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後3時35分)

11番。

○ 11番 東恩納寛政君 入札に関する事項に公告ということで、今課長が読み上げていましたが、全協でも説明がありましたけれども、今回はいわゆる随契にはなっていますが、一般競争入札に付して、応募者が一人のためという説明がありました。その中で参加資格が前の質問のときにも出たんですけれども、このかなり厳しい資格があって、これにクリアできるのが難しいということで、あまりいなかったのだろうと思いますが、少なくとも1社は合格しているというふうに理解しています。そこで1から6まで先ほど読み上げた資格があるんですが、実際に入札参加資格、審査があったと思いますので、1の自動化茸生産設備について、生産量180トン、年以上の施設の施行実績が5年間に3件となっておりますが、これは実際に確認をしたのかどうか。実際に3件あったのか。あるいは3件以上あったのか。それについて、資料があれば、それを求めます。

それとあとのISOとかはいいとして、4番目なんですが、使用者から点検しおり、その他のアフターサービスを求められた場合には、速やかに提供できると。オンコールにより2時間以内に現地に到着できる。また365日、24時間対応。これはどのように確認したのか。この確認方法。現地に法人がいて、あるいはまた協力会社でもあるのか。その点ですね。あとのものは割愛しますが、この(1)(4)ですね。それを再度、説明を求めます。

それから総務課長の契約については、仮契約ということで、きょうのいわゆる審議、可決ののちと思いますが、この公告の要綱の中には、既に締結日から平成24年3月25日という契約期間は決められております。前回の8月12日の契約は、8月の15日から平成24年2月28日ということで、198日間とっております。多分余裕もあったと思います。今回は、最短今から例えばきょうの日に契約締結しますと、その25日までは155日ということで、かなり短縮させられておりますが、工期内でのこの施設の工事は完成するかどうか。その見通しですね。それについて、どなたでもよろしいですので、答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ **経済課長 小那覇安隆君** 1点目の資格の件の工事实績については、提出された資料で確認しておりますので、後ほど、コピーをあげていきたいと思ひます。

それともう1点のアフターサービスについては、現地の協力会社を現地に、現地といへば沖縄の協力会社についてですね、実際、足を運びまして確認をしまして、聞き取り調査も行いました。

3点目の工期については、なかなか厳しいものがあるかと思ひます。そういう中で、国との話では、事故繰りについてもある程度は覚悟ということで、話はしているような状況で、できるだけ工期内にできるように、現場サイドとも調整をしながらやっていきたいと思ひております。以上です。

○ **議長 久田浩也君** 休憩します。 (休憩時刻 午後3時40分)

○ **議長 久田浩也君** 再開します。 (再開時刻 午後3時42分)

11番。

○ **11番 東恩納寛政君** 課長の答弁で納得はしております。多分間に合わないと思ひますが、その今建設工事は、既に着工していると思ひますね。その件で。その中でやはり機械がなければ進まないところもあると思ひますが、その部分は今はどうなっているのかは、ちょっとわかる範囲で。

それから今回の工事の中に、書いていますけれども、随意契約となっているんですけども、私はこれは随契ではなくて、総合評価方式というのがあるので、これを一般競争入札と書いてはまずいのかと思ひてですね。現実には、先ほど全協でもありましたけれども、その1回目の応募には、確かに公募していますし、1人はいたわけですから、どんな場合であっても、競争入札、1人以上いれば競争にはなると思ひますので、随契になるのか。随契ではなくて、これは指名競争にはならないのかと思ひますが、そのあり方で。実際には、今回の一般競争入札に付しますということで、1人はいたわけですから。そのほうの見解はどうでしょうかね。その一般競争入札にはならないのか。それと先ほど言った建設工事との関連ですね。今は止まっているかもしれませんが、その状況についても、説明できればと。

○ **議長 久田浩也君** 経済課長。

○ **経済課長 小那覇安隆君** ただいまの2点について、御説明いたします。

現場の状況は、基礎のパイルが終わりまして、杭打ちですね。あれが終わりまして、基礎工にかかろうとしているところで、そろそろ、私は素人なんですけれども、梁にスリーブを入れるとか、いろいろこういうのが出てきて、その生産設備の施工図がこないとなかなか動けないということは現場サイドから来ております。

2点目の競争入札でということだったんですけども、今回の場合は、入札行為まではいかずに、1社ですのでその競争性はないということを経済委員会のほうでも評価委員会の中で、決定しております。施工例を準用して、随意契約のということに決しております。以上でございます。

○ **議長 久田浩也君** ただいまの11番 東恩納寛政議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。11番。

○ **11番 東恩納寛政君** 工事請負契約書については、これまで全協でも何度も当局とも話し合いをして、我々もある意味で納得しながらということで、ここまできております。契約自体は既に平成23年度の契約、再繰越はできないところまできておりますので、これについてはぜひ突貫工事でもして、告示内に終わら

せるようなことを当局もしっかり監督をしていただきたいということを要望して、質疑を終わります。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第41号 工事請負契約について」を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第41号 工事請負契約について」は、原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成23年第4回今帰仁村議会臨時会を閉会します。

(閉会時刻 午後3時45分)

上記、地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

今 帰 仁 村 議 会

議 長 久 田 浩 也

署名議員 山 城 太

署名議員 玉 城 克 義